

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。 〕

鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令等について

下記のとおり、「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」及び「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

- 鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令
- ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

2. 対象品目

- 鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたもの
- ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたもの

3. 趣旨及び目的

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、指定表示製品について再生資源の利用を促進するため、分別回収のための表示を製造事業者等に義務付けています。

鋼製又はアルミニウム製の缶（飲料用）、ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料・特定調味料用）については、省令制定から長期間が経過し、分別回収が促進されてきております。一方で、小型飲料容器の普及や、食品安全に係る様々な表示事項の増加により、対象製品に必要な表示に係る文字サイズが全体として小さくなる傾向にあります。

このため、事業者が表示スペースの確保や、一層の効果的な廃棄物の発生を抑制するリデュース及びリサイクルに資する取組を講じることができるよう、下記のとおり省令を改正いたします。

- (1) 鋼製又はアルミニウム製の缶で飲料が充てんされたもの、及びポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又は特定調味料が充てんされたものへの印刷又はラベルの貼り付けによる表示について、表示マークの最小サイズを縮小する。
- (2) ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又は特定調味料が充てんされたものへの表示について、外装に表示する場合には個別容器への表示マーク（刻印を除く）を省略することができる。

4. 公布予定 令和2年3月末

5. 施行予定 令和2年4月1日

※現行の表示は引き続き有効。

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

T E L 03-3501-4978

F A X 03-3501-9489

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後